

山梨県立大学大学院人間福祉学研究科成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立に関する要領

(令和6年4月1日制定 人間福祉学研究科第5202-1号)

(目的)

第1条 この要領は、山梨県立大学大学院人間福祉学研究科履修規程第7条に基づき、成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立手続（以下「手続」という。）について定める。

2 手続に関わる日程は、この要領に基づき年度ごとに入間福祉学研究科委員会が別途定めるものとする。

(成績確認申請)

第2条 学生は、履修した授業科目の成績評価について、成績確認申請を行うことができる。

2 前項の成績確認申請は、成績確認申請期限までに成績確認申請書兼回答書（様式1）を教務連携課に提出することにより行うものとする。

3 前項の成績確認申請期限は、成績公開日から起算し原則として2週間の範囲で、人間福祉学研究科委員会が別途定める。

4 第2項の規定により、成績確認申請書兼回答書の提出を受けた教務連携課は、当該授業科目を担当する教員に成績確認申請書兼回答書を送付するものとする。

(成績確認申請に対する回答)

第3条 前条第4項の送付を受けた教員は、申請日から起算し2週間以内（ただし、人間福祉学研究科委員会が別途回答期限を短縮して定める場合はその日まで）に、当該学生に対し成績確認申請書兼回答書により回答を行わなければならない。ただし、回答期限が休日等に当たる場合は、期限を次の開校日とする。

2 前項の回答は、教務連携課を通じて行わなければならない。

(成績評価の訂正等)

第4条 成績確認申請を受けた教員は、成績確認過程において、誤った成績評価を確認した場合は、成績評価訂正指示書（様式2）により教務連携課に対し成績評価訂正の指示を行う。

2 教務連携課は、前項の指示に基づき成績評価の訂正を行い、その結果を大学院人間福祉学研究科長（以下「研究科長」という。）に報告しなければならない。

(異議申立等)

第5条 第3条の規定による回答に異議がある学生は、異議申立書兼回答書（様式3）により、研究科長に対し異議申立を行うことができる。

2 前項の異議申立を行うことができる期間は、成績確認申請に対する回答があつた日から起算し1週間以内（ただし、人間福祉学研究科委員会が別途回答期限を短縮して定める場合はその日まで）とする。ただし、回答期限が休日等に当たる場合は、期限を次の開校日とする。

3 研究科長は、異議申立を行つた学生及び当該教員からの意見聴取及び当事者への指導等、必

要な措置を講じた上で、当事者間に合意が成立するよう努めなければならない。

4 研究科長は、前項の措置及び結果について教育本部長に報告しなければならない。ただし、研究科長が異議申立の当事者になる等、その任に当たれない場合は、教育本部長がその任に当たる。

5 第3項の手続を行った後、なお当事者間に合意が成立しない場合、教育本部長は当事者間に合意が成立するよう必要な措置を講じなければならない。

(異議申立に対する回答等)

第6条 研究科長は、異議申立を行った学生に対し、異議申立書兼回答書により回答を行わなければならない。

2 第4条の規定は、前条第1項から第3項に定める手続の後、成績の訂正を行う場合に準用する。

(資料の保管)

第7条 手続に要した資料の保管は、教務連携課で行う。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月22日から施行する。